

警察庁組織令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（参事官） 第五条 長官官房に、参事官^五人を置く。 2 （略） （国際捜査管理官） 第三十条 国際捜査管理官は、次の事務をつかさどる。 一〜四 （略） 五 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律 （平成二十六年法律第五十七号）第二条第一号に規定する合衆国連 絡部局との連絡に関すること。 附則 （略） （削除）</p>	<p>（参事官） 第五条 長官官房に、参事官^六人を置く。 2 （略） （国際捜査管理官） 第三十条 国際捜査管理官は、次の事務をつかさどる。 一〜四 （略） 1 附則 （略） 2 第五条第一項の参事官のうち一人は、平成二十七年三月三十一 日まで置かれるものとする。</p>